

「テクノロジーマップ整備事業」に関連する
事務局事業実施に向けた情報提供依頼
(RFI:Request For Information)

令和4年 12 月 23 日

デジタル庁

デジタル臨時行政調査会事務局

1. 情報提供依頼の概要

「テクノロジーマップ整備事業」に関連する事務局事業（以下、“事業”と呼ぶ）を効率的かつ公正に実施するための手法等について、全ての関係者へ広く、資料提供を依頼するものでございます。

2. 情報提供依頼の目的

提供いただいた情報を、今後のデジタル庁による調達事業の設計に活用させていただくべく、情報提供を依頼させていただきます。

3. 情報提供依頼内容

下記の【事業内容】に業務概要を記載する、デジタル庁による今後の調達事業に繋げるべく、下記の【情報提供依頼内容】に記載する事項に関する情報の提供を依頼させていただきます。

【情報提供依頼内容】

① 事業手法※

効率的かつ公正に事業（事務局運営事業・検証事業）を実施し、事業の目的を達成するために必要な主体と主体毎の業務の関係性を示す事業全体の体制

※ 事業を適切に実施するために必要な、具体的な主体毎の体制（動員数、動員役職等）についても、漏れなく記載してください。

② 検証事業実施までの所要期間

上記①で情報提供いただいた手法に則った事業の始動後（デジタル庁と受託者の本事業に係る契約締結後）から、受託者による検証事業開始までに必要な期間

③ 事業実施所要概算額

上記①で情報提供いただいた手法に則った事業を実施するにあたり、必要となる事業全体の経費（事務局運営費・検証事業費）の概算（参考見積もり）

【事業内容】

本事業は、デジタル庁要求のテクノロジーマップ整備事業費を財源とします。

アナログ規制の見直しに関する所要の調査・研究を行い、規制の見直しに活用可能な技術をまとめたテクノロジーマップ/技術カタログを整備します。また、規制の見直しの可能性がある技術については、規制の見直しに向けた検証事業を実

施します。

そして、規制所管省庁による規制の見直しを推進し、技術保有企業、規制対象事業者等の事業拡大に繋げる仕組みを構築します。

そのために、下記の【事業の業務項目】に記載する業務を実施するものです。本事業の詳細については、「別紙」資料を併せて御参照ください。

【事業の業務項目】

- I. 事業全体方針等の策定に活かすための、諸外国政府等による先進的な取組も含む、技術を活用したアナログ規制の見直しに係る課題の解決に向けた調査・分析(事務局運營業務)
- II. テクノロジーマップ/技術カタログや検証事業を広報するためのウェブサイトの開設・運営(事務局運營業務)
- III. テクノロジーマップの拡充(事務局運營業務)
- IV. アナログ規制の見直しに活用可能性がある技術の検証事業の実施[検証事業者や検証技術の公募の企画、公募の実施、検証事業のマネジメント、検証事業の結果分析等](検証事業／検証事業数:20～30程度、検証事業総額:25～30億円程度を想定)
- V. 技術カタログの整備[テーマの選定・公募の実施・公募結果の整理・公募結果の公表等](事務局運營業務)
- VI. 民間事業者等との関係組織体の運営・関係行事の開催[本事業への提案を受けるためのコンソーシアムの運営、本事業への参画を促進するためのピッチコンテストの開催、テクノロジーマップ/技術カタログに掲載される技術の利用を促進するためのシンポジウムの開催等](事務局運營業務)
- VII. デジタル庁によるテクノロジーベースの規制改革推進委員会の運営支援[論点整理、資料案作成等](事務局運營業務)

5. 情報提供方法・期限

【情報提供方法】

資料ファイルを下記の6. 情報提供先、お問い合わせ先に記載する E-Mail アドレスまで提出いただく形で情報提供ください。なお、メールの件名は「【資料提供】テクノロジーマップ整備事業」と御記載願います。

【資料ファイルの形式】

「Microsoft 365」と互換を有する「Word」、「Excel」、「PowerPoint」を使用し、「Adobe Acrobat DC」等でも参照・編集でき、「Windows10」以降の OS により動作可

能な電子ファイルで資料を作成願います。

【資料に記載していただきたい事項】

提出いただく資料には、上記の【情報提供依頼内容】に記載する事項以外に、

- 情報提供依頼主体の名称(企業名や機関名等)
- 情報提供依頼主体において該当する業務を担当される職員の氏名
- 当該担当職員の連絡先(E-Mail アドレス、電話番号)

を必ず記載してください。

【情報提供期限】

令和5年1月13日(金曜日)12時

6. 情報提供先、お問い合わせ先

デジタル庁 デジタル臨時行政調査会事務局 野澤、茂木、大久保

E-mail: techmap@digital.go.jp

【情報提供に向けたお問い合わせの御案内】

情報提供に際し、デジタル臨時行政調査会の取組を御存知でない方におかれましては、必要に応じて、デジタル庁からデジタル臨時行政調査会の取組の趣旨や経緯等について、御説明差し上げますので、説明を求める旨、遠慮無くお申し付けください。

また、デジタル臨時行政調査会事務局の取組を御理解いただいている方におかれましても、必要に応じて、本情報提供に関する補足をさせていただきますので、補足を求める旨、遠慮無くお申し付けください。

7. 情報提供における留意事項

【本情報提供と今後デジタル庁による調達事業の関係性】

今後のデジタル庁による調達事業へ実際に応札いただいた際、本情報提供依頼に応じ資料提供いただいたことにより、その技術等提案等の応札内容に対するデジタル庁からの審査結果に影響を及ぼすものでございません。

【本情報提供に係る費用の負担】

本情報提供依頼への資料提供に係る一切の費用は、すべて情報提供者の負担とさせていただきます。

【提供いただいた情報の取扱】

提供いただいた情報(資料や御意見)については、デジタル庁の職員のみで取り扱わせていただきます。情報提供者に無断で、第三者へ開示することはございません。

【本情報提供に係る情報の取扱】

本件の過程において、デジタル庁とのやりとりで知り得た情報の全てについて、デジタル庁に無断で、

- 第三者への開示
- 2. 情報提供依頼の目的に記載される目的外の利用を禁止します。

【追加の資料作成に関する相談】

情報提供いただいた内容によっては、デジタル庁から情報提供者へ、追加の資料御提供について、相談させていただく場合がございます。

8. 参考公表情報

本情報提供依頼に御対応いただく上で、参考となり得るデジタル臨時行政調査会事務局による取り組みに係る公表情報について、以下のとおり共有させていただきますので、本情報提供依頼へ御対応を検討されている方におかれましては、必要に応じ、情報提供に際し、本参考情報を確認ください。

【デジタル臨時行政調査会全体の取組の経緯と成果、今後の方向性】

[令和4年10月27日デジタル臨時行政調査会(第5回)資料2]

[資料2 デジタル原則に照らした規制の一括見直しの進捗と取組の加速化について \(digital.go.jp\)](#)

【テクノロジーベースの規制改革推進に向けた取組方針の全体像】

[令和4年8月9日デジタル臨時行政調査会作業部会(第12回)資料3]

[テクノロジーマップ整備に向けた技術検証・評価ワーキング・グループの開催に向けて \(digital.go.jp\)](#)

【テクノロジーベースの規制改革推進委員会の開催及び技術カタログの先行整備】

[令和4年9月28日デジタル臨時行政調査会作業部会(第14回)資料1]

[資料1 テクノロジーベースの規制改革推進委員会の開催及び技術カタログの先行整備について \(digital.go.jp\)](#)

[デジタル庁 HP_政策_デジタル臨時行政調査会の取組_講習・試験のデジタル化を実現する瀬品に関する公募結果]

[講習・試験のデジタル化を実現する製品に関する公募結果 | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#)

【テクノロジーベースの規制改革推進委員会における今後の議論及び論点】

[令和4年 10 月3日デジタル臨時行政調査会作業部会テクノロジーベースの規制改革推進委員会(第1回)資料4]

[テクノロジーベースの規制改革推進委員会の検討事項等について \(digital.go.jp\)](#)

[令和4年 11 月 16 日デジタル臨時行政調査会作業部会テクノロジーベースの規制改革推進委員会(第2回)資料1]

[テクノロジーベースの規制改革推進委員会今後の議論の方向性及び論点 \(digital.go.jp\)](#)

[令和4年 12 月1日デジタル臨時行政調査会作業部会テクノロジーベースの規制改革推進委員会(第3回)資料1]

[デジタル臨時行政調査会作業部会 テクノロジーベースの規制改革推進委員会 \(第3回\) | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#)